

《 事務所ニュース 2025 年 10 月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101

URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04 - 7103 - 8252

E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

日本年金機構から公表された 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定要件変更の案内と Q & A

◆被扶養者認定における年間収入要件の変更

令和 7 年度税制改正において、19 歳以上 23 歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。これを踏まえ、扶養認定を受ける者（被保険者の配偶者を除く）が 19 歳以上 23 歳未満である場合の年間収入要件の取扱いが変わり、日本年金機構のホームページでは、変更内容の案内や Q & A を公表しています。

◆19 歳以上 23 歳未満の年間収入要件が

「150 万円未満」に

扶養認定日が令和 7 年 10 月 1 日以降で、扶養認定を受ける者が 19 歳以上 23 歳未満の場合は、現行の要件である「年間収入 130 万円未満」が「年間収入 150 万円未満」に変更になります。「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判定されます。

◆Q & A

日本年金機構の Q & A では、以下のようなことが示されています。

- ・あくまで年齢によって判断され、学生であることの要件は求めない。
- ・年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は、従来と同様の年間収入の考え方により判定される。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなる。
- ・令和 7 年 10 月 1 日以降の届出で、令和 7 年 10 月 1 日より前の期間について認定する場合、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は 130 万円未満で判定する。

同内容は従業員への周知も必要になりますので、よく確認しておきましょう。

【日本年金機構「19 歳以上 23 歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202508/0819.html>

地域最低賃金の改定について

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が答申した令和 7 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。令和 7 年 10 月（埼玉は 11 月）から変更されます。

令和 7 年 10 月以降

（単位：円）

都道府県	7 年度	6 年度	引き上げ額
東 京	1226	1163	63
埼 玉	1141	1078	63
千 葉	1140	1076	64
神奈川	1225	1162	63
茨城	1074	1005	69
富山	1062	998	64

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談（老齢・障害・遺族）

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行